

## 新年の抱負

小野里 賢	健康管理
小野寺 徹也	十分に努力をする
中澤 淳一	無理はするが無茶はしない
森平 尚良	創意工夫
堤 克行	人との繋がりを大切に
齋木 宏輔	有言実行
恩田 和寿	Stand up and work
荒川 健太郎	力強く突き進め
半田 浩之	充実した毎日を
平野 康雄	無病息災
鈴木 理恵	自分磨き
赤田 浩樹	臨機応変
小池 美貴子	冷静沈着
高橋 弘明	進化
櫻井 貴也	挑戦
内田 深雪	日々是好日
藤井 ひとみ	何事も前向きに
明石 美幸	日々感謝の心を忘れない
片山 拓哉	邁進
前原 未侑	何事もポジティブに
三友 博之	初心に帰って努力する
橋本 由香	整理整頓
工藤 和夫	健康で充実した日々を過ごす
竹鼻 博文	安定と成長!
高橋 裕子	親孝行を沢山したい
吉井 和泉	歩くことを習慣にする
高野 明菜	行動に移す
佐高 杏菜	健康第一
森島 晴美	一日一日を大切に
内田 さくら	堅実に取り組む
田口 恵美	健康管理
宮本 尚美	何事にも感謝の心を
岡部 和子	早めの行動
武藤 博子	遠慮会釈
上野 美夏	健康第一
塚田 美沙紀	心穏やかに
瀧澤 和子	足るを知る
宮前 貴子	安寧
中村 治美	コロナが落ち着いてきたと思ったらまた新たなオミクロン株が出て油断できません。来年も健康第一で普通の生活の一日一日を大事に過ごしていきたいです。
山本 みゆき	一言芳恩 心に余裕を持つ

### 編集後記

あけましておめでとうございます。  
新しい年の幕開けです。皆様にとってより良い年になりますように。  
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

# かなた新聞

KANATA  
SHINBUN

令和4年  
1月1日発行  
第150号

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040 相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp

### 所長挨拶



皆様にお福が  
来ますよう  
お祈り申し上げます。  
赤城ふるくろーの  
ふるくろー(福来郎)と一緒に。

新年明けましておめでと  
うございます。

皆さまにはお健やかに  
新しい年を迎えられたこと  
と、心からお慶び申し上げ  
ます。

さて、まだまだ油断は禁  
物ですが、約2年間猛威を振るってきた新型コロナも、国内  
ではほぼ終息に向かっているのではないかとされる状況  
が続いています。

コロナ感染が広がり、最初の緊急事態宣言が発出された  
頃から、早くもポストコロナやアフターコロナという言葉が  
人々の口に登るようになり、世の中の変化を占うような風潮  
がありましたが、実際はどのようになってきたでしょうか。

接触や密を避けるために在宅勤務が広がり、業種に  
よってはリモートによる勤務が可能であることが証明され  
ました。

また研修会やセミナー、面談なども、ZOOMを活用するこ  
とで実際に集まることなく開催できることも分かりました。

こうしたことから、都心部にオフィスを構える大手企業な  
どでは、事務所スペースを一部返還する動きなども出てい  
ますし、そこに勤務していた人たちの中には、郊外に引っ越  
した人たちもいるようです。

また、JR各社も来年のダイヤ改正で、通勤関連の列車を  
減便するとの発表もありました。

一方で、新規感染者の減少とともに人々の動きは活発化  
し、さまざまな制約の中で大きな打撃を受けていた飲食業  
や宿泊業も、少しずつではありますが息を吹き返しつつあり  
ます。

会合やセミナーなども再開し始めましたし、そこに集う人  
たちの数も多くなってきています。

当然リアルの会合では新しい出会いが生まれますし、そ  
こに流れる空気感も共有できるわけですから、この復活の  
流れはますます加速してゆくことでしょう。

「不要不急」と言われたことが、本当は人間にとって本当  
に大事なことであることも改めて認識されました。

コロナによって、何もかもが変わってしまうのではないか  
という予感が、人々の不安をより一層深めたのではなかった  
かと思いますが、確かに一部技術的な面では変化した点も  
あるものの、人間は本質的には変わらなかったという見方も  
できるのではないのでしょうか。

人類の誕生から600万年とも700万年とも言われて  
いますが、その中で培ってきたフェイス・トゥ・フェイスの関  
係構築や文化などは、やはりこれからも大切にしてゆきたい  
と思ったところです。

今年が皆さまにとって素晴らしい年となることを、心から  
お祈りしております。

今年も一年、よろしくお祈り申し上げます。

### Contents

P1 所長挨拶・目次

P2・3 税務トピックス

P3 読書感想文

P3 将軍の日

P4 新年の抱負

P4 編集後記

### お客様各位

平素より大変お世話になっております。  
弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の  
安全の確保を考え、毎号掲載しておりました、  
従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。  
一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、  
皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

## かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

### 個人の確定申告、 記帳と帳簿書類の保存期間

個人で事業や不動産賃貸等を行っている場合には、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。所得税の確定申告(以下、確定申告)時期を目前に控え、この記帳と帳簿書類の保存期間について所得税の取扱いを中心に確認しましょう。

#### 確定申告をする方

##### (1) 確定申告が必要な方

その年の1月1日から12月31日までの間に生じた所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引いた残額に対する税額が、一定の税額控除の合計額を超える方は、原則、その年の翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告をしなければなりません。ただし、確定申告書の提出期限が令和4年(2022年)1月1日以後となる確定申告からは、超えたとしても控除しきれない源泉所得税額や予定納税額等がある場合は、この取扱いから外れます。

なお、年末調整済みのサラリーマンや、公的年金等を受給されている方は、一定の要件を満たせば上記にかかわらず、確定申告をする必要はありません。

##### (2) 確定申告をした方がお得な方

確定申告をする必要のない方について、納め過ぎた税額(源泉所得税額や予定納税額)がある場合には、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます。これを「還付申告」といいます。

申告期間は(1)にかかわらず、その年の翌年1月1日から5年間です。ただし、後述する青色申告による最高65万円の控除(55万円又は65万円控除に限る)を適用したいときは、1)の期限内に還付申告をしなければなりません。

なお、確定申告をする必要のないサラリーマンが次の控除を適用したいときは、原則、還付申告はできませんが、年末調整の対象となった給与所得以外の所得の申告を忘れないようにしましょう。

- 医療費控除(多額の医療費を支払った)
- 寄附金控除(ふるさと納税などの寄附を行った)
- 雑損控除(災害等により損害を受けた)
- 住宅借入金等特別控除(ローンを組んで住宅を購入した【適用初年分】)

#### 記帳と帳簿書類等の保存をする方

個人で事業や不動産賃貸を行っているなど、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている場合には、確定申告をする必要がなくても、記帳を行い、帳簿書類等の保存をしなければなりません。

##### (1) 記帳

売上げ、仕入れや経費などについて、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載することを、「記帳」といいます。

白色申告の記帳は取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど簡易な方法が認められます。他方、原

則、青色申告は一定水準の記帳が求められます。この青色申告とは、所得金額から最高65万円が控除できる、損失が繰越せるなどの優遇措置が受けられることが特徴の制度で、一定期間内に申請の手続きが必要です。

なお、消費税の課税事業者は、前述以外に一定のルールによる記帳が求められます。

##### (2) 帳簿書類等の保存期間

作成した帳簿の他、取引に関して受け取った請求書や領収書などの書類は、整理して保存しなければなりません。所得税において求められる帳簿や書類の種類や保存期間も、青色申告か白色申告かで次のとおり異なります。

##### 【青色申告の場合】

保存が必要なもの		保存期間	
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年	
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	決算関係取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年*
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類(請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

前々年分の事業所得及び不動産所得の金額が300万円以下の方は5年です。

##### 【白色申告の場合】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	7年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類*	5年

\*令和4年以降は、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円超の方は、その業務に係る現金預金取引等関係書類を5年間保存する必要があります。  
出典:国税庁「帳簿の記帳のしかた」ほか

なお、消費税の課税事業者として求められる帳簿の保存期間は、原則、帳簿閉鎖日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間です。また、仕入税額控除の適用を受ける場合は、帳簿の他に一定の請求書等の保存が求められており、この場合の保存期間は、原則、帳簿は前述のとおり、請求書等はその受領日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間です。ただし6年目と7年目は、帳簿か請求書等のいずれか一方の保存で問題ありません。

##### (3) 帳簿書類等の保存方法

帳簿書類等の保存方法は、紙での保存、あるいは電子帳簿保存法の規定に則した電磁的記録による保存となります。

#### 法人における帳簿書類等の保存期間

ちなみに、法人における帳簿書類等の保存期間は、法人税であれば、原則、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間です。ただし、青色繰越欠損金等が発生した事業年度は、10年間(発生した事業年度が平成30年4月1日前

開始事業年度の場合は9年間)の保存が求められます。

消費税の課税事業者の場合は、原則、個人と変わりません。なお、会社法や医療法など税法以外の法律により、一定の帳簿書類等について10年間の保存が求められる場合があります。ご注意ください。

参考:国税庁 HP  
「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin\\_jigyo/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/index.htm)  
[No.2020 確定申告]  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2020.htm>  
[No.6621 帳簿の記載事項と保存]  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6621.htm> ほか

### 読書コーナー

#### 『影武者徳川家康』(上・中・下) 隆慶一郎 著(新潮文庫)

徳川家康は途中ですり替わっていた!?家康は一人ではなかった!?

徳川家康は大坂の陣で豊臣家の滅亡を見届けるようにその翌年の1616年に病死したとされています。ところが後世、家康は亡くなり別人と入れ替わったという説が浮上しました。

主な説は①桶狭間の合戦後に暗殺された、②関ヶ原合戦後に暗殺された、③大坂夏の陣後に殺害されたというものです。いずれの説も史料批判の誤りが多いた



め、アカデミズムにおいては否定的見解が強いです。本書は、隆慶一郎の時代小説であり、家康は関ヶ原の戦いで西軍により暗殺され、影武者と入れ替わったという説②をとっています。

徳川将軍の日々の出来事を記した『徳川実紀』にある「関ヶ原の戦い」のところに、「家康の本陣に使い番の馬が家康の馬にぶつかり、家康が腹を立てて使い番に切りかかった」という記述がもともになっています。

もちろんフィクションですが、読み進めていくうちに「もしかして?」と思わせてくれる説得力が本書の魅力です。

作品は「静岡新聞」に連載され、第8回日本冒険小説協会大賞特別賞を受賞。漫画化、テレビドラマ化され、さらに特別番組まで放映されました。このことから、「ただのフィクション」では片づけられない、世間の人を魅了する小説です。

ご興味があれば①がテーマの「三百年のベール」(南条範夫・著)も合わせて読んでみてください。

(文責:平野)

### 将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

#### 『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】  
55,000円(税込)/名  
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ:かなた税理士法人  
027-361-5568 担当:森平



#### 先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から